

第 117 議会

第 1 会期

S. _____

米国特許商標庁の特許審判部に関する事項を取り上げるため、およびその他の目的のために、合衆国法典第 35 卷を改正する。

合衆国上院

Leahy 氏は（本人および Cornyn 氏のために）以下の法案を提出した。本法案は、二度の読会を経て[年月日]に委員会に付託された。

法案

米国特許商標庁の特許審判部に関する事項を取り上げるため、およびその他の目的のために、合衆国法典第 35 卷を改正する。

- 1 招集されたアメリカ合衆国議会の上院および下院によって制定
- 2 される。

3 第 1 条 簡略名称

- 4 本法は「米国発明法復興法（Restoring the America Invents Act）」
- 5 として引用できる。

6 第 2 条 特許

- 7 合衆国法典第 35 卷を次のとおり改正する。

- 8 (1) 第 6 条

1 (A) (c)項

2 (i) 第 2 文で、「[特許審判部]のみが」を削除し、「[特
3 許審査部]が」を挿入する。

4 (ii) 最後に以下の内容を追加する。「本項に基づく特許
5 審判部の合議体の構成が公開された後、その合議体の
6 構成の変更があればこれを記録に記載しなければなら
7 ない。」

8

9

10 (B) (d)項を(e)項に変更する。

11

12 (C) (c)項の後に以下の内容を挿入する。

13

14 「(d) 特許商標庁長官による再審査

15 「(1) 一般 特許審判部の最終決定について

16

17 「(A) 特許商標庁長官は、特許商標庁長官の発意により、
18 かかる決定を再審査、修正、または破棄できる。

19

20 「(B) かかる決定が第 318 条または第 328 条に基づいてな
21 された場合、該当する当事者系再審査または付与後再審査
22 の当事者は、特許商標庁長官に対してかかる決定の再審査、
23 修正、または破棄を請求できる。

24

1 「(2) 要件 第(1)段落に基づく特許商標庁長官による再審査
2 は、別個の意見書として発行されるものとし、

3

4 「(A) 公的な記録の一部であること、および

5 「(B) 特許審判部の最終決定の再審査、修正、または破棄
6 の理由を記載すること。

7

8 「(3) 再審査の期限と根拠 米国発明法復興法の制定日から 18
9 ヶ月以内に、特許商標庁長官は、以下の問題に対処する規則
10 を公布しなければならない。

11

12

13 「(A) 第(1)(A)段落に基づく特許商標庁長官の発意による決
14 定の再審査に関して

15

16 「(i) 特許商標庁長官がかかる決定を再審査するための期
17 限（該当する場合は、第 318 条(e)または第 328 条(e)に基
18 づく要件と一致していなければならない。） 、および

19

20 「(ii) 特許商標庁長官がかかる決定を再審査するための根
21 拠

22 「(B) 第(1)(B)段落に基づく当事者の請求に関して

23

24 「(i) かかる請求の提出期限

4

1 「(ii) 当事者が当該請求に含めるべき内容

2

3 「(iii) 当事者がかかる請求を提出する根拠、および

4

5 「(iv) 該当する第 318(e)条または第 328(e)条に基づいて課

6 せられる期限内に請求を決定できるような、かかる要求

7 に対する応答または回答の期限

8

9

10

11 「(4) 解釈の規則 第 141 条に基づいて許可された請願の

12 目的のために、本項に基づき特許商標庁長官が発行した再

13 審査に関する決定は、特許審判部の最終決定とみなされ

14 る。」

15 (D) 新設の(e)項

16 (i) 第 1 文

17 (I) 「本項の」を削除し、「米国発明法復興法の」

18 を挿入する。

19

20 (II) 「特許商標庁による任命」を「特許商標庁長官

21 または商務省長官による任命」とする。

22

23 (III) 「特許商標庁長官が[特許審判官を最初に任命]

24 した日」を「または該当する場合、特許商標庁長

25 官または商務省長官が[特許審判官を最初に任命]

26 した日」とする。

5

1 (ii) 第 2 文

2 (I) 「特許商標庁長官により[任命されたことを根拠
3 として]」の後に、「または、米国発明法復興法の制
4 定日以前の場合、特許審判官により行われなくなっ
5 た職務を行っていたこと[を根拠として]」を挿入す
6 る。

7

8 (II) 「そのように任命された特許審判官が」を削除し、
9 「任命された特許審判官が」を挿入する。

10

11

12 (2) 第 302 条の第 1 文において、「何人も」の後に「政府
13 機関を含む」を挿入する。

14

15 (3) 第 31 章

16 (A) 第 311 条

17 (i) (a)項の第 1 文において、「何人も」の後に「政府機
18 関を含む」を挿入する。

19

20 (ii) (b)項において、「第 102 条に基づいて」以降、最
21 後のピリオドまでを削除し、以下を挿入する。「第
22 102 条または第 103 条に基づき、以下の内容のみを根
23 拠にして[特許の 1 または複数の請求項を特許性のない
24 ものとして取り消すよう請求することができる。

6

1 「(A) 特許もしくは印刷刊行物から構成される先行技術、

2

3 「(B) 特許明細書、図面、もしくは請求項で認められる事

4 項、

5 「(2) 次の事項を根拠とした、法定もしくは自明性に基づく二

6 重特許行為

7 「(A) 特許もしくは出版刊行物」、もしくは

8 「(B) 特許明細書、図面、もしくは請求項で認められる事

9 項」

10 (B) 第 314 条

11 (i) (a)項において、「特許商標庁長官は、[以下の]場合を

12 除き、当事者系再審査の開始を許可することができな

13 い。」を削除し、以下を挿入する。

14 「第 325 条(d)(4)に基づく特許商標庁長官の裁量のみを条

15 件として、以下の場合、本章の要件を満たす請願が開始

16 されるものとする。」

17

18

19

20 (ii) (d)項において、

21 (I) 「開始」の後に「または維持」を挿入する。

22

23 (II) 「本条」を削除し、「本章」を挿入する。

24

25 (C) 第 315 条

26 (i) (a)(1)項において

27

7

1 (I) 「当事者系再審査は」を削除し、以下を挿入する。

2 「(A) 一般 当事者系再審査は」

3 (II) 最後に以下の内容を追加する。

4

5 「(B) 解釈の規則 (A)号は、同号に記載されている民事
6 裁判の訴状が実体的効果なしに却下された場合、当事者
7 系再審査が開始されることを妨げるように解釈されては
8 ならない。

9

10

11 (ii) (b)項を削除し、以下を挿入する。

12

13 「(b) 特許所有者の訴訟

14 「(1) 一般 当事者系再審査は、手続を請求する請願が、
15 請願人、真の利益当事者、または請願人の利害関係人が
16 特許侵害を主張する訴状を送達された日から1年より後
17 に提出された場合は開始することができない。前記文に
18 記載されている期間には次の限定が適用される。

19

20

21

22 「(A) 次の場合は期間制限が適用されない。

23 (i) (c)項に基づく併合申請、または

1 「(ii) 訴状が実体的効果なしに却下された場合。

2

3 「(B) 請願人、真の利益当事者、または請願人の利害
4 関係人が訴状を送達された後に、再審査により新規請
5 求項または補正請求項が発行された場合、再審査を要
6 求する請願が、法的措置で異議を唱えられた請求項が
7 主張された日から 1 年以内に提出されていれば、これ
8 らの請求項の当事者系再審査を開始できる。

9

10

11 「(2) 停止請求

12 「(A) 一般 当事者系再審査の対象になっている特許に
13 対して、第 281 条に基づき特許侵害が提起され、かつ当
14 事者がかかる民事訴訟の停止を求める場合、裁判所は、
15 次のいずれかの事項に基づきこれを停止するか否かを決
16 定する。

17

18 「(i) 当事者系再審査の結果が、民事訴訟で問題とな
19 る争点を単純化し、民事訴訟が合理化されるような
20 場合。

21

22 「(ii) 停止要求がなされた日の時点で、民事訴訟の証
23 拠開示手続が完了している場合。

- 1 「(iii) 停止または停止の棄却が
- 2
- 3 「(i) 非申立人を不当に不利にする場合、または
- 4
- 5 「(ii) 申立人に明らかに戦術的優位性を与える場合。
- 6 「(iv) 停止または停止の棄却が、民事訴訟の当事者
- 7 および裁判所の訴訟負担を軽減する場合。
- 8
- 9 「(B) 再審査 当事者は、(A)号に基づく米国地方裁判
- 10 所の決定に対して、即時の中間上訴を行うことができる。
- 11 米国連邦巡回区高等裁判所は、確立された判例が
- 12 一貫して適用されるように、地方裁判所の決定を再審
- 13 査するものとし、かかる再審査を別途新規に行うもの
- 14 とする」。
- 15
- 16
- 17 (iii) (c)項において
- 18 (i) 「特許商標庁長官が」を削除し、以下を挿入
- 19 する。
- 20 「(1) 一般 特許商標庁長官が」
- 21 (ii) 最後に以下の内容を追加する。
- 22
- 23 「(2) 禁反言当事者系再審査の当事者として参加した
- 24 者、真の利益当事者または当事者の利害関係人は、

1 その当事者系審査の最初の請願人であった場合と同
2 程度に、(e)項に基づき禁反言を受けるものとする。」

3

4

5 (iv) (d)項を削除し、以下を挿入する。

6

7 「(d) 多重手続

8 「(1) 一般 第 135 条(a)、第 251 条、および第 252 条、
9 ならびに第 30 章にかかわらず、当事者系再審査の係
10 属中に、その特許に係る他の手続又は事項が庁に提起
11 された場合、または第 120 条もしくは第 121 条に基づ
12 いて、当該特許に共通の出願日の優先権を主張する係
13 属中の出願がある場合

14

15 「(A) 当事者は、特許商標庁長官にこれを通知し、
16 および

17 「(B) 特許商標庁長官は、当該事項または手続の停
18 止、移転、統合、または終結を規定することを含め、
19 当該再審査または他の手続もしくは事項を進める態
20 様を決定することができる。

21

22 「(2) 延長不能 第(1)(B)段落に基づく特許商標庁長官
23 の決定は、以下のことを行うことはできない。

24 「(A)本章に基づく法定期限を延長すること、または

11

1 「(B) 一方当事者のみに対する手続きにより、当事
2 者間手続きを終了させること。

3 「(3) 推定 本項の目的上、第(1)段落に記載された多
4 重手続きが同種のものであり、合理的に近い時期に提出
5 された場合、特許商標庁長官は同項に基づく手続きを統
6 合しなければならないという反論可能な推定が成り立
7 つものとする。

8

9 (v) (e)項

10 (i) 第(1)段落において

11 (aa) 「の請願人」 以前を削除し、以下を挿入
12 する。

13

14 「(A) 請願人に対する禁反言 「[文頭から開始]の請願人」

15

16 (bb) 新設の(A)号において、「[請求または維
17 持]できない」の前に「決定に対する不服申立
18 て期間が満了した後、またはその不服申立て
19 が終結した後」を挿入する。

20

21 (cc) 最後に以下の内容を追加する。

22

23 「(B) 特許所有者に対する禁反言 特許商標庁は、特
24 許所有者に対し、発行後の請求項とは特許的に異なる

1 請求項であって、

2

3

4 「(i) その後に特許性がないと判断された請求項、または

5 「(ii) 第 135 条、第 251 条、第 253 条、第 301 条、第 311 条、

6 または第 321 条に基づくものを含む、特許商標庁の手續に

7 おいて取り消された請求項、を発行してはならない。

8 (II) 第(2)段落において

9 (aa) 「第 318(a)条」の後に「[に基づき]当該特許

10 請求項の特許性がないと[最終決定された場合]

11 を挿入する。

12 (bb) 「することはできない」の前に「かかる決

13 定に対する不服申立て期間が満了した後、また

14 はその不服申立てが終結した後」を挿入する。

15

16

17 (cc) 「第 1338 条」の後に「または第 1498 条」

18 を挿入する。

19 (D) 第 316 条

20 (i) (a)項(11)において「第 315 条(c)に基づく[併合]

21 の後に「または第 315 条(d)に基づく多重手続き」を

22 挿入する。

23 (ii) (c)項において

24 (I) 「特許[審判部は]」を削除し、

25

13

1 「(1) 一般 特許[審判部]」を挿入する。

2 (II) 最後に以下の内容を追加する。

3

4 「(2) 一方当事者に関する連絡 特許審判部行政特許裁判
5 官に対して再審査の権限、監督権限、または懲戒権限を
6 有する官吏（または当該官吏の委任を受けた者）であっ
7 て、第6条(c)に記載された合議体の一員ではない者は、
8 合衆国裁判官行動規範に基づき認められる場合を除き、
9 当該合議体が係争中の案件に関して当該合議体の一員で
10 ある裁判官と一方当事者に関する連絡を取ってはならな
11 い。」

12

13

14

15 (iii) (e)項において

16 (I) 「においては」までを削除し、以下の内容を
17 挿入する。

18 「(1) 一般 [本章に基づいて開始される当事者系再審
19 査]においては」

20 (II) 新設の(1)において、「特許無効性」の後に、
21 「異議を唱えられた特許請求項」を挿入する。

22

23 (III) 最後に以下の内容を追加する。

24

1 「(2) 請求項の補正 (d)項に基づき提案された代替請求
2 項について

3 「(A) 特許所有者は、第 101 条、第 102 条、第 103 条、
4 および第 112 条に基づく特許有効性を、証拠の優越性を
5 もって立証する責任を負う。

6

7 「(B) 特許審判部は、以下のいずれかを行わなければ
8 ならない。

9

10 「(i) 代替請求項を審理する。

11 「(ii) (c)項(2)にかかわらず、代替請求項を特許商標
12 庁長官に照会し、特許商標庁長官は、当該当事者系
13 再審査の期限内に当該請求項の審理を行わせる。

14

15

16 「(C) 特許商標庁長官は、規則により、代替請求項の
17 審理にかかる手数料を、審理にかかる費用の総額を考
18 慮して、特許商標庁長官が合理的と判断する金額に設
19 定できる。」

20

21 (E) 第 318 条

22 (i) (b)項において、「特許商標庁長官は」の後に、

23 「当事者系再審査の当事者が特許商標庁長官に上告
24 期間が満了したこと、または上告が終結したことを
25 通知した日から 60 日以内に」を挿入する。

26

1

2

3

4

(ii) 最後に以下の内容を追加する。

5

6

「(e) 再審理 特許審判部または特許商標庁長官は、特許審判部が(a)項に基づく最終決定書を発行した日から 120 日以内に、その決定に関して提出された再考、再審理、または再審査の請求を最終決定しなければならないが、特許商標庁長官は正当な理由が示された場合、その 120 日の期間を 60 日以内で延長できる。

7

8

9

10

11

12

13

14

(F) 第 319 条

15

(i) 第 1 文の「当事者は」までを削除し、次のように挿入する。

16

17

「(a) 一般 [文頭から開始]当事者は」

18

(ii) 最後に以下の内容を追加する。

19

20

「(b) 当事者適格

21

「(1) 事実上の損害 第(a)項に記載の上訴において、上訴申立当事者が以下のいずれかに当てはまる場合、事実上の損害が推定されるものとする。

22

23

24

1 「(A) 上訴の対象である最終決定書の結果として、他
2 の者が第 315 条(e)に基づき申立当事者に対して禁反言
3 を主張することが合理的に見込まれる場合。

4

5 「(B) 次のような、その他の具体的かつ特定の損害を
6 被っている場合

7 「(i) 上訴の対象である最終決定書に起因すると考
8 えられ、かつ

9

10 「(ii) 上訴審による再審査によって救済される可能
11 性がある損害。

12 「(2) 禁反言 裁判所が、ある当事者が合衆国憲法第 III
13 条に基づき(a)項に記載の上訴を提起する資格がないと判
14 断した場合、当該当事者は、基礎となる当事者系再審査
15 に関して、第 315 条(e)項に基づく禁反言の適用を受けな
16 い。

17

18 (4) 第 32 章

19 (A) 第 321 条(a)において、「何人も」の後に「政府
20 機関を含む」を挿入する。

21

22 (B) 第 324 条

23 (i) (a)項において、「特許商標庁長官は、[以下の]
24 場合を除き、付与後再審査の開始を許可すること
25 ができない。」を削除し、以下を挿入する。

1 「第 325 条(d)(4)に基づく特許商標庁長官の裁量の
2 みを条件として、以下の場合、第 321 条に基づき
3 提出され、本章の要件を満たす請願が開始される
4 ものとする。」

5

6 (ii) (e)項において

7 (i) 「開始」の後に「または維持」を挿入する。

8

9 (ii) 「本条」を削除し、「本章」を挿入する。

10

11 (C) 第 325 条

12 (i) (a)項において

13 (i) 本項の標題「侵害者の民事訴訟」を削除し、
14 「民事訴訟」を挿入する。

15

16

17 (ii) 最後に以下の内容を追加する。

18

19 「(4) 停止請求

20 「(a) 一般 付与後再審査の対象になっている特許に対
21 して、第 281 条に基づき特許侵害が提起され、かつ当
22 事者がかかる民事訴訟の停止を求める場合、裁判所は、
23 次のいずれかの事項に基づきこれを停止するか否かを
24 決定する。

25

1 「(i) 付与後再審査の結果が、民事訴訟で問題となる争点を
2 単純化し、民事訴訟が合理化されるような場合。

3

4

5 「(ii) 停止要求がなされた日の時点で、民事訴訟の証拠開
6 示手続が完了している場合。

7

8 「(iii) 停止または停止の棄却が

9

10 「(I) 非申立人を不当に不利にする場合、または

11

12 「(II) 申立人に明らかに戦術的優位性を与える場合。

13

14 「(iv) 停止または停止の棄却が、民事訴訟の当事者および
15 裁判所の訴訟負担を軽減する場合。

16

17 「(B) 再審査 当事者は、(A)号に基づく米国地方裁判所の決定
18 に対して、即時の中間上訴を行うことができる。米国連邦巡回
19 区高等裁判所は、確立された判例が一貫して適用されるように、
20 地方裁判所の決定を再審理するものとし、かかる再審理を別途
21 新規に行うものとする。」

22

23

24

25 (ii) (c)項において

26

1 (I) 「した場合は」までを削除し、以下を挿入する。

2

3 「(1) 一般 「[文頭から開始]した場合は」

4 (II) 最後に以下の内容を追加する。

5 「(2) 禁反言 付与後再審査の当事者として参加した者、
6 真の利益当事者または当事者の利害関係人は、その付与
7 後再審査の最初の請願人であった場合と同程度に、(e)項
8 に基づき禁反言を受けるものとする。」

9

10

11 (iii) (d)項を削除し、以下を挿入する。

12

13 「(d) 多重手続

14 「(1) 一般 第 135 条(a)、第 251 条、および第 252 条、
15 ならびに第 30 章にかかわらず、本章に基づく付与後再
16 審査の係属中に、その特許に係る他の手続又は事項が庁
17 に提起された場合、または第 120 条もしくは第 121 条に
18 基づいて、当該特許に共通の出願日の優先権を主張する
19 係属中の出願がある場合

20

21 「(A) 当事者は、特許商標庁長官にこれを通知し、お
22 よび

23 「(B) 特許商標庁長官は、当該事項または手続の停止、
24 移転、統合、または終結を規定することを含め、当
25 該再審査または他の手続もしくは事項を進める態様
26 を決定することができる。

1

2

3

4 「(2) 延長不能 第(1)段落(B)に基づく特許商標庁長官の決
5 定は、以下のことを行うことはできない。

6 「(A) 本章に基づく法定期限を延長すること、または

7

8 「(B) 一方当事者のみに対する手続きにより、当事者間
9 手続きを終了させること。

10 「(3) 推定 本項の目的上、第(1)段落に記載された多重手続
11 が同種のものであり、合理的に近い時期に提出された場合、
12 特許商標庁長官は同項に基づく手続を統合しなければなら
13 ないという反論可能な推定が成り立つものとする。

14

15

16 「(4) 考慮事項 本章、第 30 章、または第 31 章に基づく手
17 続の開始または命令を決定する際、特許商標庁長官は、同
18 一または実質的に同一の先行技術または議論が以前に特許
19 商標庁に提示されていたか否かを考慮し、これに基づき請
20 願または請求を拒絶できる。」

21

22

23

(iv) (e)項

24

(I) 第(1)段落

1 (aa) 「の請願人」 以前を削除し、以下を挿入
2 する。

3

4 「(A) 請願人に対する禁反言

5 「[文頭から開始]の請願人」

6 (bb) 新設の(A)号において、「[請求または維
7 持]できない」の前に「決定に対する不服申立
8 て期間が満了した後、またはその不服申立て
9 が終結した後」を挿入する。

10

11

12 (cc) 最後に以下の内容を追加する。

13

14 「(B) 特許所有者に対する禁反言特許商標庁は、特許所
15 有者に対し、発行後の請求項とは特許的に異なる請求
16 項であって、

17

18

19 「(i) その後に特許性がないと判断された請求項、または
20 「(ii) 第 135 条、第 251 条、第 253 条、第 301 条、第 311 条、
21 または第 321 条に基づくものを含む、特許商標庁の手續に
22 において取り消された請求項、を発行してはならない。

23

24

(iii) 第(2)段落において

1 (aa) 「第 328(a)条」の後に「[に基づき]当該
2 特許請求項の特許性がないと[最終決定され
3 た場合]」を挿入する。

4 (bb) 「することはできない」の前に「かか
5 る決定に対する不服申立て期間が満了した
6 後、またはその不服申立てが終結した後」
7 を挿入する。

8 (cc) 「第 1338 条」の後に「または第 1498
9 条」を挿入する。

10 (D) 第 326 条

11 (i) (a)項(11)において

12 「第 325 条(c)に基づく[併合]」の後に「または
13 第 325 条(d)に基づく多重手続き」を挿入する。

14

15 (ii) (c)項において

16 (i) 「特許[審判部は]」を削除し、

17

18 「(1) 一般 特許[審判部は]」を挿入する。

19 (ii) 最後に以下の内容を追加する。

20

21 「(2) 一方当事者に関する連絡 特許審判部行政特許裁
22 判官に対して再審査の権限、監督権限、または懲戒権
23 限を有する官吏（または当該官吏の委任を受けた者）
24 であって、第 6 条(c)に記載された合議体の一員ではな
25 い者は、合衆国裁判官行動規範に基づき認められる場
26 合を除き、当該合議体が係争中の案件に関して当該合
27 議体の一員である裁判官と一方当事者に関する連絡を
28 取ってはならない。

1

2

3

4

5

6

7

(iii) (e)項において

8

(i) 「においては」までを削除し、以下の
内容を挿入する。

9

10

「(1) 一般 [文頭から開始]においては」

11

(ii) 新設の(1)において、「特許無効性」

12

の後に、「異議を唱えられた特許請求項」
を挿入する。

13

14

15

(iii) 最後に以下の内容を追加する。

16

17

「(2) 請求項の補正 (d)項に基づき提案された代替
請求項について

18

19

「(A) 特許所有者は、第 101 条、第 102 条、第
103 条、および第 112 条に基づく特許有効性を、
証拠の優越性をもって立証する責任を負う。

20

21

22

23

「(B) 特許審判部は、以下のいずれかを行わな
なければならない。

24

25

「(i) 代替請求項を審理する。

1 「(ii) (c)項(2)にかかわらず、代替請求項を特
2 許商標庁長官に照会し、特許商標庁長官は、
3 当該当事者系再審査の期限内に当該請求項の
4 審理を行わせる。

5
6
7 「(c) 特許商標庁長官は、規則により、代替請
8 求項の審理にかかる手数料を、審理にかかる費
9 用の総額を考慮して、特許商標庁長官が合理的
10 と判断する金額に設定できる。」

11
12 (E) 第 328 条

13 (i) (b)項において、「特許商標庁長官は」の後
14 に、「付与後再査定の当事者が特許商標庁長
15 官に上告期間が満了したこと、または上告が
16 終結したことを通知した日から 60 日以内に」
17 を挿入する。

18
19 (ii) 最後に以下の内容を追加する。

20
21 「(e) 再審理 特許審判部または特許商標庁長官は、特許
22 審判部が(a)項に基づく最終決定書を発行した日から 120
23 日以内に、その決定に関して提出された再考、再審理、
24 または再審査の請求を最終決定しなければならないが、
25 特許商標庁長官は正当な理由が示された場合、

1 その 120 日の期間を 60 日まで延長できる。

2

3

4 (F) 第 329 条

5 (ii) 第 1 文の「当事者は」までを削除し、次のよ
6 うに挿入する。

7 「(a) 一般 [文頭から開始]当事者は」

8 (ii) 最後に以下の内容を追加する。

9

10 「(b) 当事者適格

11 「(1) 事実上の損害 第(a)項に記載の上訴において、上
12 訴申立当事者が以下のいずれかに当てはまる場合、事実
13 上の損害が推定されるものとする。

14

15 「(A) 上訴の対象である最終決定書の結果として、他
16 の者が第 325 条(e)に基づき申立当事者に対して禁反言
17 を主張することが合理的に見込まれる場合。

18

19 「(B) 次のような、その他の具体的かつ特定の損害を
20 被っている場合

21 「(i) 上訴の対象である最終決定書に起因すると考え
22 られ、かつ

23

24 「(ii) 上訴審による再審査によって救済される可能性
25 がある損害。

- 1 「(2) 禁反言 裁判所が、ある当事者が合衆国憲法第 III
- 2 条に基づき(a)項に記載の上訴を提起する資格がないと判
- 3 断した場合、当該当事者は、基礎となる付与後再査定に
- 4 関して、第 325 条(e)項に基づく禁反言の適用を受けない。